

役員選任規程に基づく理事候補者の推薦に関する内部規程

第1条 本規程は、本連盟役員選任規程（以下「役員選任規程」という。）第2条第1項に定める役員候補者選考委員会の推薦者を評議員会において決定する方法に関する事項について定める。

第2条 役員選任規程第2条に定める役員候補者選考委員会の推薦者となることを希望する者（以下、「推薦・立候補者」という。）は、本連盟に対し理事推薦・立候補届出書類を提出して意思を表明しなければならない。

2 別表に掲げる全国都道府県7ブロックは、各1名以上の推薦者を出すものとする。複数人推薦する場合は女性を含まなくてはならないものとする。

第3条 役員候補者選考委員会の選考を経た推薦者が13名を超えた場合、評議員会において投票を実施し、13名を決定する。

第4条 投票は、投票について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席する評議員会で実施し、出席評議員の過半数の票を得た候補者の中から得票数の多い順に13名を決定する。

2 前項の投票は、評議員1名につき13名連記の無記名投票とし、13名連記以外は無効票として取り扱う。但し、定足数を充足する。

第5条 前条の投票を実施した結果、得票数が同数の立候補者が複数出たことにより13名を超えた場合、得票数が最下位かつ得票数が同数の立候補者について決選投票を行う。但し、決選投票を行うにあたって、議長については自らの議決権の行使を一旦留保する。

2 前項の決選投票は、評議員1名につき1名单記の無記名投票とし、より得票数の多い立候補者を推薦者として決定する。この投票は、白紙は無効票として取り扱う。但し、定足数を充足する。

3 前各項の決選投票を実施した結果、得票数が同数の場合は、議長が一旦留保した議決権を行使し、推薦者を決定する。

第6条 評議員による投票は評議員会に出席した評議員のみが行い、代理、委任状及び不在者投票は認めない。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(別 表)

ブ ロ ッ ク	所 属 都 道 府 県
北 海 道 東 北	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟
中 部	長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	香川・徳島・愛媛・高知
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

付 則

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この規程は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。